



8 消 安 第 2680 号
令和 8 年 8 月 5 日

奈良県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「家畜伝染病予防法第五十八条に規定される手当金及び同法第六十条の二に規定される補償金の交付に際し家畜等の評価額を決定する評価基準について」の一部改正について

平素より家畜衛生行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第58条第1項各号に掲げる家畜等の評価額及び同法第60条の2に規定される補償金額の決定にあたっては、適切な評価が行われるよう、「家畜伝染病予防法第五十八条に規定される手当金及び同法第六十条の二に規定される補償金の交付に際し家畜等の評価額を決定する評価基準について」（平成25年8月23日付け25消安第2799号消費・安全局長通知。以下「評価基準通知」という。）において評価基準を定めているところです。

今般、評価方法等を改めて明確にしておく観点から、評価基準通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、お知らせします。